

# 公 告

次のとおり、一般競争入札に付する。

令和8年2月26日

岩手県知事 達増 拓也

## 1 調達内容

- (1) 業務件名  
被留置者用寝具類の賃貸借
- (2) 契約期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- (3) 業務場所及び数量  
業務場所 本部留置施設（盛岡東警察署庁舎内）及び県内関係警察署  
数 量 仕様書のとおり（入札説明書添付）
- (4) 入札方法  
上記(1)～(3)に掲げる業務を1年間実施した場合の総価で入札に付する。  
なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 岩手県内に本社、支社又は主たる営業所を有している者であること。
- (4) 岩手県内で令和5年4月1日以降の期間において、寝具類の賃貸業務（寝具カバーの交換業務を含む。）を複数回以上にわたって契約を締結し、これらをすべて履行した実績を有し、本業務を履行できると認められる者であること。
- (5) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

## 3 入札場所等

- (1) 入札及び開札の日時及び場所  
令和8年3月24日（火）午前10時30分 岩手県警察本部7階大会議室後方  
なお、郵送による入札書の提出は認めない。
- (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
郵便番号 020-0023 岩手県盛岡市内丸3番40号  
盛岡東警察署庁舎内岩手県警察本部留置管理課企画係  
電話番号 019-653-0110
- (3) 入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法  
令和8年2月26日（木）から令和8年3月10日（火）までの土曜日及び日曜日を除く毎日午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3(2)の場所で交付する。
- (4) 入札に参加しようとする者は、令和8年3月11日（水）午後5時までに3(2)の場所に入札参加申込書を提出すること。

## 4 その他

- (1) 入札保証金  
入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の額とする。ただし、この一般競争入札に参加を希望する者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する場合がある。
- (2) 入札保証金の納付期限  
令和8年3月24日（火） 入札執行前
- (3) 入札の無効  
この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否  
契約書を作成するものとする。
- (5) 落札者の決定方法  
会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 調達手続きの停止  
令和8年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件調達手続きについて停止の措置を行うことがある。
- (7) その他  
詳細は入札説明書による。